

## 栃木県県南高等看護専門学院 学校評価実施要領

### (趣旨)

- 第1条 栃木県県南高等看護専門学院（以下「学院」という。）は学校教育法第42条及び第43条（第133条において準用する）に基づき、不断に教育の質の向上や学校運営の改善を図るため、学院の教育活動その他運営状況について学校評価を行う。
- 2 学院は、学校評価結果の公表により説明責任を果たすとともに、保護者、関係機関等の連携協力のもと、求められる学校づくりを進める。

### (評価の実施)

- 第2条 学校評価は、学院が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）と、その評価結果に関して関係者が行う評価（以下「関係者評価」という。）により実施するものとする。
- 2 自己評価は、学院が自ら設定した目標について、その達成状況を学院職員が評価するものとする。
- 3 関係者評価は、自己評価結果について、外部の関係者が評価を行うものとする。

### (自己評価シートの作成・公表)

- 第3条 学院は、毎年度運営方針を定め、それに基づき自己評価シートを作成する。
- 2 自己評価シートで定める項目は、次の各号に掲げるものとし、その設定等に係る考え方は別表1のとおりとする。
- (1) 評価項目・尺度
  - (2) 達成度
  - (3) 成果と課題
- 3 自己評価シートを作成したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

### (自己評価委員会の設置)

- 第4条 自己評価を実施するため、別表2に掲げる者で構成する自己評価委員会を設置する。
- 2 自己評価委員会は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 自己評価の実施
  - (2) 関係者評価結果に伴う対応策の検討
  - (3) 評価結果の公表と設置者への報告
  - (4) その他自己評価を行うために必要な事項

### (関係者評価委員会の設置)

- 第5条 学院が実施した自己評価について、外部の関係者による評価を行うため、関係者評

価委員会を設置する。

- 2 関係者評価委員会は、別表 3 に掲げる関係機関・団体等から構成し、学院長が委嘱する。
- 3 関係者評価委員会の委員長及び副委員長は互選とする。
- 4 委員の任期は委嘱の日から 1 年とし、再選を妨げない。
- 5 関係者評価委員会は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 自己評価結果の評価
  - (2) 評価に伴う改善策等の提言
  - (3) その他関係者評価を行うために必要な事項

#### (関係者評価の活用)

第 6 条 学院長は、前条の評価結果を踏まえ、当該年度の成果及び課題等を整理し、翌年度以降の教育活動及び学校運営に反映させるよう努めるものとする。

#### (評価結果等の公表・報告)

- 第 7 条 学院長は、自己評価結果及び関係者評価結果を学院ホームページにより公表するとともに、学院設置者に報告するものとする。
- 2 公表にあたっては、保護者、同窓会、関係機関等に対する情報提供に努めるものとする。

#### (その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 評価項目設定の考え方

項目	設定の考え方
評価項目・尺度	重点目標の達成に向けて評価可能な項目と当該年度の尺度を設定する。
達成度	評価項目ごとの達成度は、以下の5段階とする。 A：よい B：ややよい C：普通 D：やや不十分 E：不十分
成果と課題	年度評価に当たっては、年間実績を踏まえ、次年度に改善すべき内容を記載する。

(別表2) 自己評価委員会

区分	
学院長	
院長補佐	
総務課	総務課長
教務課	教務課長、教務課長補佐
その他院長が指定する者	

(別表3) 関係者評価委員会

区分	
同窓会	同窓会会員
保護者会	保護者会会員
実習医療機関	
関係専門学校	栃木県立衛生福祉大学職員
関係機関	医療政策課職員